

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：商工費 項：商工費 目：工鉱業振興費

事業名 伝統的工芸品産業支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 地域産業課 地場産業振興係 電話番号：058-272-1111(内 3095)

E-mail: c11355@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,120 千円 (前年度予算額：9,320 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 9,320 | 3,890 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,430 |
| 要求額 | 8,120 | 2,890 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,230 |
| 決定額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

伝統的工芸品は、伝統や文化を継承し、本県のモノづくり産業の象徴的存在であるとともに、生活に豊かさや潤いを与えるものであることから、次世代に残すべき貴重な宝である。

しかし、伝統的工芸品の製造事業者は、中小零細性が強いことから、自的努力のみでの産業振興は不十分である。これに加え生活様式の変化、安価な輸入品の増加等により業界をめぐる環境が悪化し、業績の低迷、後継者確保、技術の継承等の確保といった課題が深刻化している。

(2) 事業内容

- ・伝統工芸品産業の振興・活性化を図るため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年制定：伝産法)」に基づき経済産業大臣から指定を受けた伝統的工芸品について、同事業者組合等が行う計画(国・県が認定した振興計画等)に則った事業に対し経費の一部を補助する。
- ・同法の指定を受けた伝統的工芸品の後継者確保に向け、独立工房の開設等に必要な経費の一部を補助する。

- ・伝統的工芸品等の製造に携わる後継者の育成を図るため、産地組合等が伝統的な技法や技能を後継者に継承するために必要な経費を補助する。

<補助金の概要>

○補助金名：岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金

○補助対象及び補助率

補助対象：以下の事業に要する経費

| | 補助対象経費 | 補助率、限度額 |
|-----------------------|---|--|
| 1. 振興計画に則した事業への補助 | ① 後継者育成事業 ② 技術・技法の記録収集・保存事業 ③ 原材料確保対策事業 ④ 需要開拓事業 ⑤ 意匠開発事業 | 補助対象経費の 1/4 以内 <負担割合> 県 1/4 国 1/2~2/3(直接補助) 市町村・事業者 1/4~1/12 |
| 2. 伝統的工芸品の後継者確保に向けた補助 | 工房の開設や道具の調達に要する経費 | 補助対象経費の 1/2 以内 上限 1,000 千円 |
| 3. 後継者育成支援事業費 | 伝統技法や技能の継承に要する経費 | 1 人当たり上限 840 千円 (定額補助) |

(3) 県負担・補助率の考え方

上記のとおり

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|--------------|-------|---------|
| 補助金、負担金及び交付金 | 8,120 | 補助金 |
| 合計 | 8,120 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

[3]地域にあふれる魅力と活力づくり

(1) 地域の魅力の創造・伝承・発信

④「ぎふブランド」づくり

(2) 国の状況

振興計画に則った事業に対する補助は、同一事業に対して国が1/2～2/3の補助を実施。(国直接補助)

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 伝統的工芸品産業支援補助金 |
| 補助事業者（団体） | 伝統的工芸品等を製造する事業者又はそのグループ、組合等 （理由）各事業者等の大半が中小零細であり、後継者育成や需要開拓に取り組むことは大きな負担を伴うため。 |
| 補助事業の概要 | （目的）伝統的工芸品産業の振興、発展と保護を図る （内容） ① 伝統的工芸品事業者組合等が行う計画（国・県が認定した振興計画等）に則った事業に対し経費の一部を補助する。 ② 伝統的工芸品等の製造に携わる後継者の育成を図るため、伝統的な技法や技能の継承に要する経費を支援する。 ③ 伝統的工芸品の後継者を確保するため、独立工房の開設等を支援する。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）①補助対象経費の1/4以内 ②定額 ③1/2以内 （理由）国負担割合を踏まえるとともに、補助事業者に一定割合の負担を求めるため。 |
| 補助効果 | 伝統的工芸品産業の振興、発展と保護 |
| 終期の設定 | 終期 令和5年度 （理由） 「終期到来時の翌年度以降の事業方針」参照 |

（事業目標）

| |
|---|
| <p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>地域ブランドの育成や県産品の市場の拡大を図り、ふるさと岐阜県の資源を活かした活力づくりを目指す。</p> |
|---|

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R2年度末) | 目標 (令和3年度末) | 目標 (終期) |
|--------|------------------|----------------|------------|
| ① 補助件数 | 3(推計) | 8 | 8 |

| | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 (要求) |
|---------|--------|----------|----------|-------------------|-------------------|
| 補助金交付実績 | 53 千円 | 1,000 千円 | 1,328 千円 | (予算額) 9,320 千円 | (要求額) 8,120 千円 |
| 指標①目標 | 3 | 5 | 5 | 8 | 8 |
| 指標①実績 | 1 | 1 | 3 | (推計値) 3 | |
| 指標①達成率 | 33.3% | 20% | 66.6% | (推計値) 37.5% | |

(前年度の成果)

| |
|---|
| <p>・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果</p> <p>○飛騨春慶連合協同組合（振興計画 H28～R2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28 後継者育成事業、原材料確保対策事業、意匠開発事業の実施 ・H29 後継者育成事業の実施 ・H30 採択なし ・R1 後継者育成事業、需要開拓事業の実施 ・R2 採択なし <p>○飛騨一位一刀彫協同組合（振興計画 H28～R2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28 後継者育成事業、意匠開発事業の実施 ・H29 採択なし ・H30 採択なし ・R1 需要開拓事業の実施 ・R2 採択なし <p>○美濃手すき和紙協同組合（振興計画 R2～R6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27 技術・技法の記録収集・保存事業、需要開拓事業の実施 ・H28 需要開拓事業の実施 ・H29～R1 採択なし ・R2 需要開拓事業の実施 <p>○岐阜提灯協同組合（振興計画 H30～R4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30 採択なし ・R1 採択なし ・R2 採択なし <p>○工房設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30 1 件採択 ・R1 1 件採択 ・R2 1 件採択 <p>○後継者育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2 1 件採択 |
|---|

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

人々の生活スタイルや嗜好の変化に伴い、本県の伝統的工芸品の需要は著しく縮小している。また、職人の高齢化等の理由による後継者不足問題への対応が急務となっている。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い

(評価)

○

伝統的工芸品産地組合の各事業者は大半が中小零細であり、財政基盤がぜい弱であり、継続した業界支援が必要である。

・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△ : まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

各産地では、本事業を活用することで、後継者育成や需要開拓等を効果的に推進することが出来ており、有効である。

・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)

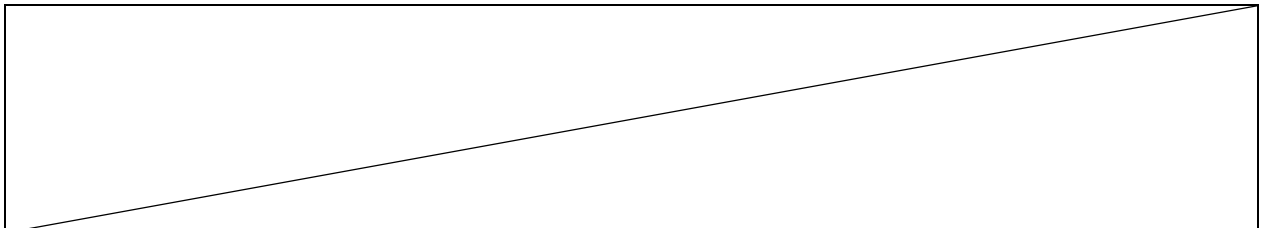
○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある

(評価)

○

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく振興計画 (5年計画) 策定及び補助申請時に事業内容を精査している。

(事業の見直し検討)



(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)